

令和元年 7月10日 14時00分  
資料配付 近畿地方整備局

## 国の天然記念物“イタセンパラ” 今年も多くの稚魚を確認。生息域の広がりも。 ～淀川での野生復帰の取り組み～

イタセンパラの野生復帰の取り組みをすすめている、淀川の城北ワンド群（大阪市 旭区）において、今年も 1万尾を超えるイタセンパラの稚魚を確認しました。また、その生息域が広がっていることが確認できました。

- 淀川河川事務所と大阪府立環境農林水産総合研究所は、共同して淀川水系で野生絶滅の危機に陥ったイタセンパラ（国の天然記念物、国内希少野生動植物種）の野生復帰を目指す取り組みをすすめており、今年も稚魚調査を行いました。
- 今年は、城北ワンド群で11,677個体のイタセンパラの稚魚を確認しました。これは、野生復帰への取り組みとして平成25年10月に放流を行った500個体が淀川で自然繁殖を繰り返した第七世代目と考えられます。また、城北ワンド群での生息域が広がっていることが確認できました。
- 今年も多くの稚魚が確認できた要因のひとつとして、さまざまな団体や行政機関などが連携する「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク」（略称「イタセンネット」）により、外来魚や外来水草の駆除を継続的に実施していることで、ワンドの環境が良好に維持されていることがあげられます。
- イタセンパラの寿命は通常1年と短いため、今年の繁殖や成長などの諸条件によっては、来年以降の個体数が大きく変動する可能性があります。引き続きイタセンネットなどと連携し、環境保全活動等を実施してまいります。
- イタセンパラの捕獲は種の保存法、文化財保護法で禁止されています。大阪府警旭警察署の協力のもと、「城北わんどイタセンパラ協議会」（事務局：環境省近畿地方環境事務所）がパトロールを実施しています。

<取 扱 い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

（大阪府政記者会へ大阪府立環境農林水産総合研究所より同時資料提供）

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 TEL：072-843-2861

副所長 いぬまる じゅん 犬丸 潤 （内線 206）

河川環境課長 くさか しんじ 日下 慎二 （内線 361）

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センター

センター長 うえはら かずひこ 上原 一彦 TEL：072-833-2770

# 国の天然記念物“イタセンパラ” 今年も多くの稚魚を確認。生息域の広がりも。 ～淀川での野生復帰の取り組み～

令和元年 7月10日

## 1. 令和元年 淀川におけるイタセンパラ稚魚調査結果の概要

淀川におけるイタセンパラ野生復帰の取り組みの一貫として、2019年（平成31年4月～令和元年5月）も昨年に引き続いてイタセンパラを含むタナゴ類の稚魚調査を行いました。

結果、城北ワンドでは、昨年度に次ぐ11,677個体のイタセンパラの稚魚が確認されました。今回確認されたイタセンパラの稚魚は、平成25年10月に放流を行った500個体が淀川で自然繁殖を繰り返した第七世代目と考えられます。

さらに、本地区においては、放流したワンド以外でもイタセンパラの稚魚が複数確認され、生息水域の拡大を確認しました。

なお、城北ワンド以外ではイタセンパラの稚魚は確認できませんでした。



写真1 イタセンパラ稚魚  
(河合典彦氏提供)

## 2. イタセンパラとは

イタセンパラは、日本固有の淡水魚で、国の天然記念物や、国内希少野生動植物種、レッドリストにおいては絶滅危惧ⅠA類などに指定され、もともと絶滅の危険性の高い希少種の一つに位置づけられ、淀川では生態系保全の象徴種として「淀川のシンボルフィッシュ」と言われています。本種の寿命は、通常1年と短く、繁殖を終えた冬にはほとんどの個体が斃死し、越冬したとしても2年目の繁殖後には、ほぼ死滅します。

淀川においては、平成18年からイタセンパラが確認されていませんでした。

全国では、淀川、木曽川と富山県の万尾川等の3箇所のみが生息しています。

## 3. 淀川における野生復帰のこれまでの取り組み

近畿地方整備局淀川河川事務所と大阪府立環境農林水産総合研究所は平成20年度より共同で、淀川水系で野生絶滅に近い状態に陥っているイタセンパラの野生での定着を目指しています。

淀川河川事務所では、平成20年3月にワンド倍増計画を発表し、イタセンパラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、イタセンパラをはじめとする多様な生物の生息環境の大幅な増大を図ることを目的として、ワンドの造成や改良、モニタリング調査などを実施しています。

大阪府立環境農林水産総合研究所では、イタセンパラの生息環境が回復した場所で放流（再導入）するため、イタセンパラの保護増殖を行っています。

城北ワンドでは、「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク」（イタセンネット）をはじめとする地域の皆様と一体となり、外来魚駆除や清掃活動を実施しています。

また、「城北わんどイタセンパラ協議会」（事務局：環境省近畿地方環境事務所）が中心となって、平成28年度からイタセンパラの産卵母貝等を捕食するヌートリア（特定外来生物）の捕獲・防除を試行実施しています。

#### 4. 城北地区におけるイタセンパラ稚魚調査結果

2019年の稚魚調査で、11,677個体のイタセンパラの稚魚を確認しました。

今回確認された稚魚は、平成25年10月に放流してから毎年繁殖を繰り返した結果誕生した第七世代目の個体と考えられます。また、放流したワンドの周辺のワンドでも稚魚を確認しており、放流したワンド以外でも5年連続で繁殖している可能性があることや生息水域が拡大していることがわかりました。

しかし、通常、寿命が一年であるイタセンパラは繁殖や成長などの諸条件によって個体数に大きな年変動がみられることが知られています。

今後は城北地区の安定的な個体群の維持と、城北地区以外にも生息水域が広がることを期待しています。

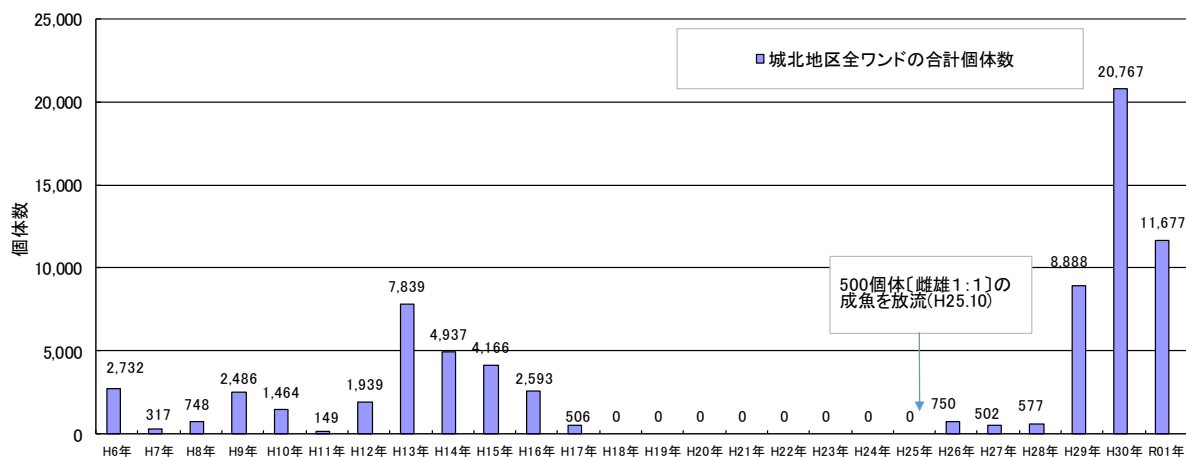


図1 城北地区におけるイタセンパラ稚魚の確認個体数の変遷



写真2 城北地区で確認されたイタセンパラ稚魚 令和元年5月8日

○平成 25 年 10 月に放流したワンドの位置

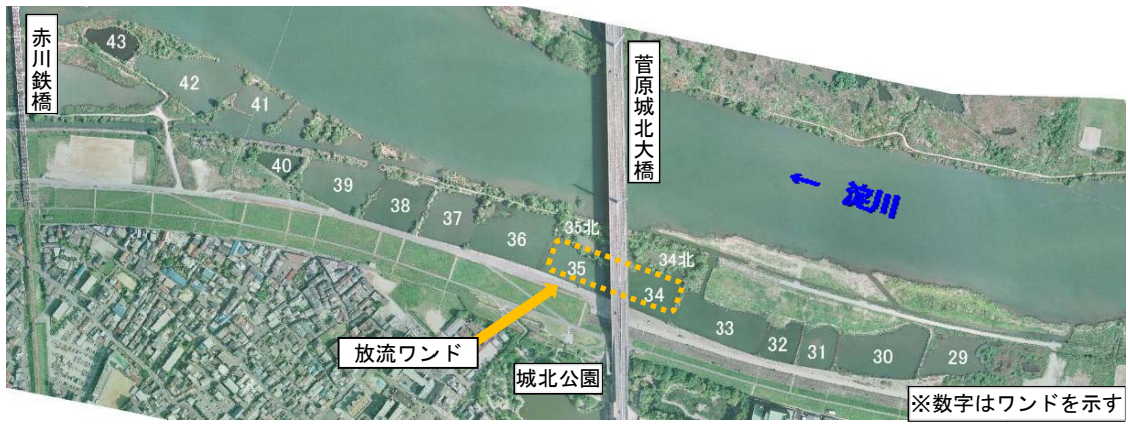
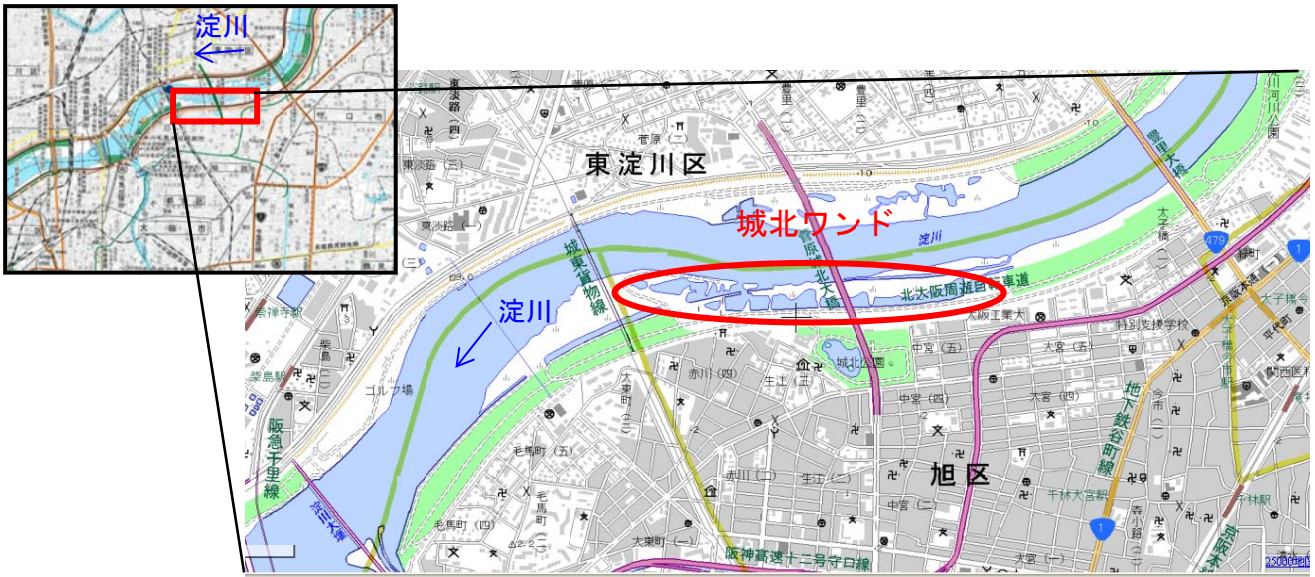


図2 位置図及び航空写真

○ H25年10月にイタセンバラ成魚を放流したワンド

## 5. 城北地区における外来魚駆除対策

城北地区においては、平成 25 年度の放流以降も、地域で外来魚の駆除活動が続けられています。地域の市民団体、大学、企業、行政で構成されている淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク、国土交通省淀川河川事務所、大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは平成 25 年～30 年度の 6 年間でオオクチバス、ブルーギルを併せて約 64,000 個体を駆除しました。このような活動の継続が、イタセンパラの個体数維持に寄与していると考えています。

淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワークでは、淀川水系における生物多様性の保全・回復をめざし、その目標として淀川のシンボルフィッシュと呼ばれる国の天然記念物イタセンパラの野生復帰に対して支援が行なわれています。また、そのために、地域の市民団体や大学、企業や行政はじめ広く関係者と協力して取り組むことを目的としています。（構成団体は、7 頁の参考資料に掲載）

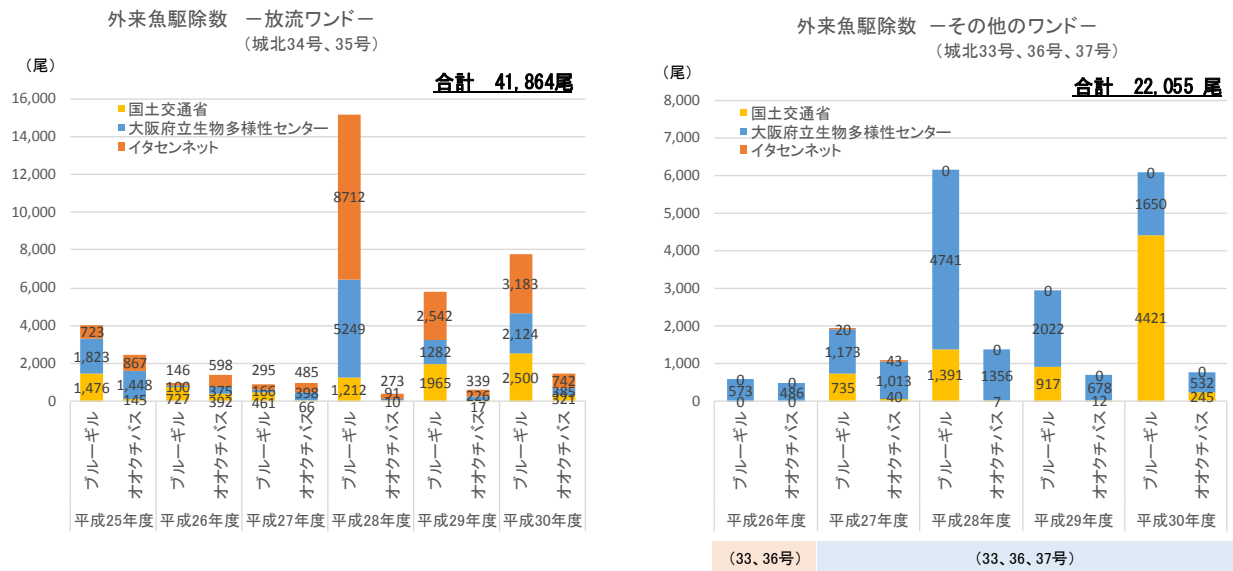


図3 城北地区における外来魚駆除



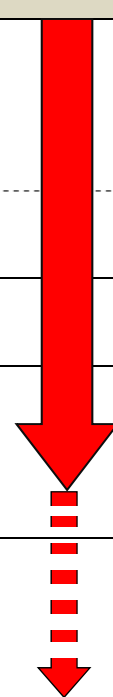
写真3 淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワークによる外来魚駆除 平成30年5月20日 (河合典彦氏提供)

## 6. イタセンパラの野生復帰対策における目標の達成状況

淀川におけるイタセンパラの野生復帰対策では、目標および指標を定めています。  
(表1)

城北地区においては、令和元年の稚魚調査で第七世代目のイタセンパラ稚魚が確認され、放流した個体数を大きく上回る個体数が確認されておりますので、昨年度に引き続き Step3 の「野生の個体群が大きくなること」という目標を達成していると評価しています。

表1 淀川におけるイタセンパラの野生復帰対策の目標と指標

Step	目標	指標	達成度	
1-a	再導入した成魚が野生で繁殖すること	再導入した成魚が野生で繁殖した結果、翌春（貝から泳出した）稚魚が出現すること		
1-b	稚魚が成魚まで成長し、生活史を全うすること	第二世代の成魚が確認されること		H26 達成
2	第二世代以降の成魚が毎年繁殖すること	毎年稚魚が出現すること		H27 H28
3	野生の個体群が大きくなること	稚魚の生息数が増加すること		H29 H30 R01
4	淀川の広い範囲にわたって、野生の個体群が確認されること	淀川の広い範囲（複数の地区）において十分な数の生息・繁殖が毎年確認されること		

参照：イタセンパラの野生復帰に向けた淀川本川河道の自然再生短中期プラン

## 7. パトロールの実施

イタセンパラが多数確認されたことにより、密漁や誤った捕獲の抑制対策が必要になります。

そのため、大阪府警旭警察署の協力のもと「城北わんどイタセンパラ協議会」（事務局：環境省近畿地方環境事務所）がパトロールを実施していきます。

※イタセンパラは、国の天然記念物、国内希少野生動植物種に指定されています。

許可を受けないで捕獲等を行った場合、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に抵触することから、罰則の対象となります。

文化財保護法による罰則は、5年以下の懲役若しくは禁固または30万円以下の罰金。

種の保存法による罰則は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金。

## 8. 啓発活動の実施

令和元年7月13日（土）に実施する「淀川わんどクリーン大作戦」に合わせて、イタセンパラ保護の啓発チラシを配布します。

## 9. ヌートリア防除対策

特定外来生物に指定されている哺乳類ヌートリアが、城北ワンドなどの水域で生息しており、イタセンパラの産卵母貝のイシガイ類を大量に捕食していることがわかってきています。そこで、イタセンパラの繁殖に影響を与えている可能性が高いことから、淀川河川事務所、環境省近畿地方環境事務所、城北わんどイタセンパラ協議会が中心となり防除対策を進めています。平成 28 年度には 8 頭、平成 29 年度には 32 頭平成 30 年度は 10 頭の合計 50 頭の捕獲・防除を試行しました。

## 10. 今後の取り組み

今後も、淀川のワンドにおいてモニタリングを続け、その結果から必要に応じて対応を検討し、ワンド環境の改善、外来生物の駆除や密漁対策を継続実施して参ります。そして、表 1 の淀川のイタセンパラ野生復帰対策の目標 Step3 に掲げる「野生の個体群が大きくなること」の継続と、城北地区だけではなく、Step4 の「淀川の広い範囲にわたって野生の個体群が確認されること」を実現すべく、イタセンパラの生息環境や産卵環境の保全と再生に向けてさらに取り組んで参ります。

### ○淀川イタセンパラ検討会 メンバー

(委員)

座長 上原 一彦 大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター センター長  
委員 綾 史郎 大阪工業大学 名誉教授  
委員 小川 力也 元大阪府立富田林高等学校 教諭  
委員 河合 典彦 大阪市立新豊崎中学校 教諭  
委員 竹林 洋史 京都大学防災研究所 准教授  
委員 竹門 康弘 京都大学防災研究所 准教授  
委員 三戸 雅文 淀川河川事務所 所長

(オブザーバー)

環境省近畿地方環境事務所  
京都府環境部  
大阪府教育委員会、大阪府環境農林水産部  
大阪市教育委員会

(地域オブザーバー)

大阪市旭区

〈事務局 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所〉

以上

【参考資料① 淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク 連携団体・大学・行政】

- 旭屋市運営委員会
- 一般社団法人 消防潜水連名
- 一般社団法人 水生生物保全協会
- 大阪工業大学 城北水辺クラブ
- 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 地域協働センター
- 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 プレッパーズ部
- 大阪産業大学 エコ推進プロジェクト
- 大阪産業大学 水生生物研究室
- 大阪商業大学 経済学部 原田ゼミナール
- 大阪トヨタ自動車株式会社 お客様関連部
- 大阪トヨタ豊友会 地域貢献倶楽部
- 大阪府立大学 キャンパスビオトープ研究会
- 大阪府立大学 里環境の会 OPU
- 株式会社アクアテイメント
- 株式会社天辻鋼球製作所
- 株式会社エコトラック
- 近畿大学バスバスターズ
- 公益財団法人 河川財団 近畿事務所
- 公益社団法人 大阪自然環境保全協会
- 沢井製薬株式会社 CSR地球環境チーム
- 自然にみちた水辺づくりプロジェクト
- 生物多様性センターサポートスタッフ
- せいわエコクラブ
- 摂南大学 エコシビル部
- NPO 法人 nature works
- NPO 法人エコネット近畿
- パシフィックコンサルタンツ株式会社
- パナソニック エコリレー ジャパン
- パナソニック松愛会 大阪市内支部
- 人を自然に近づける川いい会
- 琵琶湖を戻す会
- 淀川管内河川レンジャー
- 淀川水系イタセンパラ研究会
- 淀川を守ろう会
- ルネサンス大阪高等学校 環境保全クラブ

【行政】

- 環境省 近畿地方環境事務所
- 国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
- 大阪府環境農林水産部 みどり企画課
- 大阪市旭区役所 企画総務課まち魅力担当
- 大阪市立自然史博物館
- 大阪府立環境農林水産総合研究所

2019年4月現在